

川崎市私立中学高等学校長協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市私立中学高等学校長協会に対し、私立学校の学校長、教頭及び教職員の研修費を補助することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上を図り、もって、私立学校に学ぶ生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「校長協会」とは、川崎市私立中学高等学校長協会をいう。

(補助金の対象者)

第3条 川崎市私立中学高等学校長協会補助金（以下「補助金」という。）は、校長協会に対するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、私立学校の健全な発達に寄与するために必要な学校長、教頭及び教職員の研修に要する経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象事業の収支予算書（第3号様式）
- (3) 各私立学校の補助対象年度の5月1日現在学級数・生徒数・教職員数調書（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、市長が予算の範囲内で、交付する。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書その他の書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（第6号様式）

式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けたその年度内に補助対象事業を完了しなければならない。

2 補助金は、交付決定を受けた補助対象経費以外の経費に使用してはならない。

3 補助対象事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに、補助対象事業変更・中止報告書(第7号様式)に補助対象事業変更・中止計画書(第8号様式)を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業完了後、速やかに、補助対象事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業実施報告書(第10号様式)

(2) 補助対象事業実施金額内訳(第11号様式)

(3) 補助対象事業の収支決算書(第12号様式)

(4) その他市長が必要と認める書類

(証拠書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る書類を整備し、当該補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力義務)

第11条 補助金の交付申請をした者は、申請書及び添付書類に記載した事実並びに補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽り又は不正な方法により補助を受けたとき。

(3) 補助対象事業の全部又は一部が実施されなかったとき。

(4) 補助金と補助対象事業以外の経費に使用したとき、その他補助金の交付決定に付した条件に反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、ことも未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。